

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み と学校教育・保育の量の見込み

1. 子ども・子育て支援事業の目標設定
2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み
3. 子ども・子育て支援給付
4. 子ども・子育て支援に対する本市の取り組み方針



鹿児島県西之表市

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと学校教育・保育の量の見込み

1. 子ども・子育て支援事業の目標設定

(1)利用者支援

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
拠点箇所数	1	1	1	1	1
【確保の内容と実施時期】 西之表市子育て支援拠点施設として「西之表市子ども総合センター（仮称）」を設置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。運営においては、高度な専門性を求められることから、スタッフ「子育て支援コーディネーター（仮称）」の育成とスキルアップを図るとともに、「子育て支援リーフレット」などの積極的な活用や、子育てサークルへの参加要請などソフト面の充実を図ります。					

(2)地域子育て支援拠点事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者数(人/回)	89	91	89	87	84
拠点箇所数	1	1	1	1	1
【確保の内容と実施時期】 平成26年度まで、市内1ヶ所の子育て支援センターにおいて、乳幼児とその保護者を対象として、子育てに関する相談、情報の提供・助言その他の援助を行う事業を実施しており、平成27年度以降は、市の直営による「にこにこひろば（仮称）」において「地域子育て支援拠点事業」を引き続き実施します。					

(3)妊婦健康診査

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ受診数(人)	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
【確保の内容と実施時期】 妊婦の健康管理体制を確立し、経済的負担の軽減を図るとともに、健康診査の徹底、疾病・異常の早期発見・治療に努め、近年増加傾向にある里帰り出産も含め安心して出産ができる体制の確保に努めます。また、従来通り委託医療機関で受診できる妊婦健康診査を新たに「子ども・子育て支援事業」として位置付けます。					

(4)乳児家庭全戸訪問事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間訪問戸数(戸)	100	100	100	100	100
<p>【確保の内容と実施時期】</p> <p>母子健康推進員活動の一環として、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行う等、適切なサービスの提供を行ってきました。平成27年度からは、「新生児訪問指導事業」と、「こんにちは赤ちゃん事業」を併合し、新たな地域支援事業として本事業を引き続き実施します。</p>					

(5)養育支援訪問事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間訪問件数(人)	31	32	33	34	35
<p>【確保の内容と実施時期】</p> <p>養育指導が必要な家庭を訪問し、適切な指導・助言を行い、西之表市母子保健推進員による要保護児童に対する支援を実施します。</p> <p>なお、育児に関する援助として、①産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助、②未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、③養育者が身体的・精神的に不調状態にある場合の相談・指導、④若年の養育者に対する育児相談・指導、⑤児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援など、ケースに応じて柔軟かつ迅速な対応ができる体制を構築します。</p>					

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人/日	6	6	6	6	6
施設数	1	1	1	1	1
<p>【確保の内容と実施時期】</p> <p>保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設に保護を要請し必要な保護を講じてきました。現時点において、保護児童の大幅な増加は想定されないため、既往実績にもとづき目標設定を行いました。</p>					

(7) 子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人/日	5	5	5	5	5
施設数	1	1	1	1	1
<p>【確保の内容と実施時期】</p> <p>広報誌や「子育て支援リーフレット」等を活用して、お願い会員（援助を受けることを希望する者）とまかせて会員（援助を行うことを希望する者）を募り、地域で子育てを支援する体制を構築します。</p> <p>具体的には、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後、学校の放課後等における子どもの預かり、保護者の病気や急用等における子どもの預かり、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の預かり、買い物等外出の際の子どもの預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時における子どもの預かり対応など、多様な事例に対応できる仕組みづくりを年次的に計画・実行します。</p>					

(8) 一時預かり事業

- 一時預かり事業・子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園(人/年)	36,562	33,048	32,881	30,370	30,873
1号認定	854	772	768	709	721
2号認定	35,708	32,276	32,113	29,661	30,152
保育所(人/年)	569	543	536	508	505
<p>【確保の内容と実施時期】</p> <p>現在、一時預かり事業を市が委託して行っている保育所は1か所ですが、新事業においても、保護者の事情・要望、乳幼児の身体的・心理的状況を見極め、適切な対応ができるよう努めます。</p>					

(9) 延長(時間外)保育事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人/年)	117	111	110	104	104
【確保の内容と実施時期】 現在、本市の保育所では、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育は実施しておりませんが、今後、保護者の勤務態様の多様化で延長保育ニーズは高まるものと推測されるため、実施に向けた取り組みを進めます。					

(10) 病児保育事業

■病児保育事業+病児・緊急対応強化事業における子育て援助活動支援(ファミリーサポートセンター)事業の量の見込み

種別	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
病児・病後児対応型	延べ人数(人/年)	10	10	10	10	10
	施設数(ヶ所)	10	10	10	10	10
【確保の内容と実施時期】 現在実施施設はありませんが、保護者の利用要望もあり、安心して子育てができる環境を関係者と協議しながら整備し、児童福祉の向上を図ります。						

(11) 放課後児童クラブの目標事業量(既設)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人/日)	82	82	78	78	75
【確保の内容と実施時期】 本市には、「榕城児童クラブ」「若宮児童クラブ」の2クラブが事業を行っていますが、2クラブの運営を新制度に移行するためには、運営管理者の意向、設備・人員配置基準等十分な精査をする必要があり、関係機関と連携しながら新制度への移行を進めます。					

(12)「放課後子ども総合プラン」の取り組み

①一体型放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標事業量	0	0	80	90	100
複式校（極小規模校）（5校） 伊関小・安納小・安城小・ 立山小・古田小	0	0	0	5	10
過小規模校（2校） 上西小・住吉小	0	0	0	5	10
小規模校（3校） 下西小・国上小・現和小	0	0	25	25	25
大規模校（1校） 榕城小	0	0	55	55	55
推計児童総数	899	881	868	863	842
整備施設計	0	0	2	3	6

②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な連携による実施に関する具体的な方策

本市では現在「放課後子ども教室」を実施していませんが、今後は、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的な実施を視野に、郷土の文化・芸能等にふれあう活動やスポーツ活動など、地域資源を活用した共通のプログラムを構築するとともに、公民館などに活動の場を広げることで、児童が参加しやすい環境を整備し、「放課後子ども教室」の促進と「放課後児童クラブ」との一体的な連携による実施を目指します。

③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

児童の放課後における安全・安心な居場所の確保は、地域や学校にとって重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められています。放課後児童クラブ及び放課後子供教室に使用できる余裕教室がないか、教育委員会と十分な事前協議を行います。

④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

市内各校区の実情に応じた効果的な「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の実施については、教職員や放課後児童クラブと放課後子供教室の関係者相互の共通理解や情報共有が不可欠であり、学校施設の使用計画や活用状況について、教育委員会と福祉事務所が連携して十分な協議を行います。

⑤地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

地域や保護者のニーズを汲み取り、開所時間の延長、長期休業日、土曜日等の実施についても柔軟な対応をしながら取り組みます。

(13) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施の有無	有	有	有	有	有
<p>【確保の内容と実施時期】</p> <p>「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」において、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を継続して行います。協議会では、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層体制となっており、以下の取り組みについて、年次的な実施を検討します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員と関係機関のネットワーク構成員の専門性強化を図るための取り組み <ul style="list-style-type: none"> 職員の専門性向上に向けた「児童福祉司任用資格取得」のための研修の受講 ネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者（アドバイザー）による研修会開催等 ネットワーク関係機関の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ケース記録や進行管理台帳の電子化等 					

(14) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施の有無	-	有	有	有	有
<p>【確保の内容と実施時期】</p> <p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業を年次的に検討し、実施可能な環境整備を図ります。</p>					

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施の有無	-	有	有	有	有
<p>【確保の内容と実施時期】</p> <p>「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について研究・検討します。</p> <p>一例を挙げますと、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業などを視野に入れていきます。</p>					

2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(1) 需要量と確保の方策

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)については、現在ある施設において確保が可能と思われます。また、確保の内容を計画年度ごとに(3)の表のように設定しましたが、今後、施設との調整により変更になる可能性があります。

(2) 対象児童の年齢区分

認定及び対象児童年齢は下表のとおりです。

認 定 区 分	対象児童 年 齢
1号認定(教育ニーズ)：専業主婦(夫)家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2号認定(教育ニーズ)：共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭	3～5歳
2号認定(保育ニーズ)：共働き家庭	3～5歳
3号認定(保育ニーズ)：共働き家庭	0～2歳

(3) 需要量と確保の内容

■平成27年度

(単位：人)

年 度		平成27年度				
認定区分		1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保 育)	3号認定 (保 育)	計
		うち、2号認定 (教育ニーズ)	3～5歳			
				0～2歳		
① 量 の 見 込 み		197	(130)	233	213	643
確保の内容	認定こども園	70	-	40	60	170
	幼稚園(教育施設) 新制度移行		-			
	幼稚園(教育施設) 確認を受けない	150	-			150
	保育所(保育施設)		-	169	131	300
	② 合 計	220	-	209	191	620
② - ①		23	-	-24	-22	-23

■平成28年度

(単位:人)

年 度		平成28年度				
認定区分		1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保 育)	3号認定 (保 育)	計
		うち、2号認定 (教育ニーズ)				
		3～5歳			0～2歳	
① 量 の 見 込 み		178	(117)	211	219	608
確保の内容	認定こども園	70	-	40	60	170
	幼稚園(教育施設) 新制度移行	30	-	22	18	70
	幼稚園(教育施設) 確認を受けない	80	-			80
	保育所(保育施設)		-	169	131	300
	② 合 計	180	-	231	209	620
② - ①		2	-	20	-10	12

■平成29年度

(単位:人)

年 度		平成29年度				
認定区分		1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保 育)	3号認定 (保 育)	計
		うち、2号認定 (教育ニーズ)				
		3～5歳			0～2歳	
① 量 の 見 込 み		178	(117)	210	214	602
確保の内容	認定こども園	70	-	40	60	170
	幼稚園(教育施設) 新制度移行	30	-	22	18	70
	幼稚園(教育施設) 確認を受けない	80	-			80
	保育所(保育施設)		-	164	136	300
	② 合 計	180	-	226	214	620
② - ①		2	-	16	0	18

■平成30年度

(単位:人)

年 度		平成30年度				
認定区分		1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保 育)	3号認定 (保 育)	計
		うち、2号認定 (教育ニーズ)				
		3～5歳			0～2歳	
① 量 の 見 込 み		164	(108)	194	208	566
確保の内容	認定こども園	70	-	40	60	170
	幼稚園(教育施設) 新制度移行	30	-	22	18	70
	幼稚園(教育施設) 確認を受けない	80	-			80
	保育所(保育施設)		-	164	136	300
	② 合 計	180	-	226	214	620
② - ①		16	-	32	6	54

■平成31年度

(単位:人)

年 度		平成31年度				
認定区分		1号認定+2号認定 (教育ニーズ)		2号認定 (保 育)	3号認定 (保 育)	計
		うち、2号認定 (教育ニーズ)				
		3～5歳			0～2歳	
① 量 の 見 込 み		167	(110)	197	203	567
確保の内容	認定こども園	70	-	40	60	170
	幼稚園(教育施設) 新制度移行	30	-	22	18	70
	幼稚園(教育施設) 確認を受けない	80	-			80
	保育所(保育施設)		-	164	136	300
	② 合 計	180	-	226	214	620
② - ①		13	-	29	11	53

(4)「子ども・子育て支援法」にもとづく特定教育・保育施設

■保育所

(単位:件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
新規申請	0	0	0	0	0
現在の保育所のままで 新制度へ移行	6	0	0	0	0
計	6	0	0	0	0
【達成方策】 「新制度への移行に向けた今後の対応」について、6保育園に意向調査を実施したところ、すべての保育園が「現在の保育所のままで新制度へ移行」を表明しており、計画年度である平成27～31年度における認定保育園への移行希望はなく、現行の300人定員で推移すると考えられます。 (平成26年度意向調査実施)					

■幼稚園

(単位:件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
新規申請	0	0	0	0	0
平成27年度は幼稚園の ままの方向で検討	1	0	0	0	0
平成28年度移行に おける検討	0	1	0	0	0
計	1	1	0	0	0
【達成方策】 「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」を実施したところ、私立西之表幼稚園は「平成27年度は移行しない方向で検討」と回答しています。よって、平成28年度以降、年次的に同園に移行に向けての可能性を打診して行きます。(平成26年度意向調査実施)					

■幼保連携型認定子ども園

(単位:件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
新規申請	0	0	0	0	0
既存施設の移行	2	0	0	0	2
計	2	0	0	0	2
【達成方策】 本市の幼稚園の平成27年度における「幼保連携型認定こども園」への移行動向は上記のとおりですが、未就学児における幼児教育の必要性の高まり、保護者の就労環境の改善の観点から、計画年度において、協議を継続し、計画年度における「幼保連携型認定こども園」への移行目標を2園とします。					

(5)「子ども・子育て支援法」にもとづく特定地域型保育事業者

■家庭的保育事業

(単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新規申請	0	0	0	1	0
計	0	0	0	1	0
【達成方策】 家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 5 人以下）を対象に、きめ細かい保育を行うもので、5 人定員の場合、市長が認定する家庭的保育者・保育補助者 2 名、保育室面積 16.5 m ² 程度で事業所開設が可能であり、制度の周知を図り、計画年度において 1 事業所の開設を目標とします。					

■小規模保育事業A型

(単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新規申請	0	0	0	1	0
B 型からの移行	0	0	0	0	0
計	0	0	0	1	0
【達成方策】 A 型は、保育園分園・ミニ保育所に近い類型であり、利用定員は 6 人以上 19 人以下と幅があるため、地域の保育ニーズ、施設設置条件等勘案すると、柔軟な運営が可能となります。既存の通所介護事業所（デイサービスセンター）、特別養護老人ホーム等の施設での併設などが効果的であり、多様な事業主体の参画が期待されます。計画年度における 1 件を整備目標とします。					

■小規模保育事業B型

(単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新規申請	0	0	0	1	0
計	0	0	0	1	0
【達成方策】 B 型は、さまざまな事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を 1/2 以上としています。同時に、小規模な事業であることから、保育所と同数の職員配置とせず、1 名の追加配置を求めて質の確保を図るとしてあり、多様な事業主体の事業参画に配慮しています。計画年度における 1 件を整備目標とします。なお、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B 型で開始した事業所が段階的に A 型に移行するよう促し、さらに質を高めていくこととしています。					

■小規模保育事業C型

(単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新規申請	0	0	1	0	0
計	0	0	1	0	0

【達成方策】

C型の利用定員は、6人以上10人以下と小規模保育の中では、最も小規模であり、10人定員の場合、家庭的保育同様、市長が認定する家庭的保育者・保育補助者4名、乳児室33.3㎡、保育室面積19.8㎡、計53.1㎡の施設面積が必要であり、「小規模保育事業A型」同様、通所介護事業所(デイサービスセンター)、特別養護老人ホーム等事業所等の余裕スペースの活用が期待されます。制度の周知を図り、計画年度において1事業所の開設を目標とします。

■居宅訪問型保育事業

(単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新規申請	0	0	0	1	0
計	0	0	0	1	0

【達成方策】

保育従事者は、家庭的保育者として必要な研修を修了し、保育士または保育士と同等以上の知識と経験を有すると市長が認める者とし、乳幼児1人につき1人、保育時間1日8時間以上と規定されています。居宅訪問であるため設備投資の必要がなく、要支援・要介護高齢者を対象とした訪問介護事業所に事業参画のニーズがあるものと考えます。よって、計画年度において1事業所の事業参画を目標とします。

■保育型事業所内保育事業

(単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新規申請	0	0	0	1	0
計	0	0	0	1	0

【達成方策】

本市における事業所等の次世代育成に対する取り組みを促進し、仕事と子育ての両立を支援するため、事業所内保育施設における保育サービスの水準の維持向上を図ることを目的とする「保育型事業所内保育事業(利用定員:20人以上)」と、「小規模型事業所内保育事業(利用定員:19人以下)」を推進します。

事業展開にあたっては、事業所の従業者にどれだけの保育ニーズがあるか、あらかじめ調査する必要があり、また、地域枠も積極活用する観点から、事業所が立地する地域の保育需要も調査します。計画年度において1事業所を整備目標とします。

■小規模型事業所内保育事業

(単位:件)

利用定員：19人以下

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新規申請	0	0	0	1	0
計	0	0	0	1	0

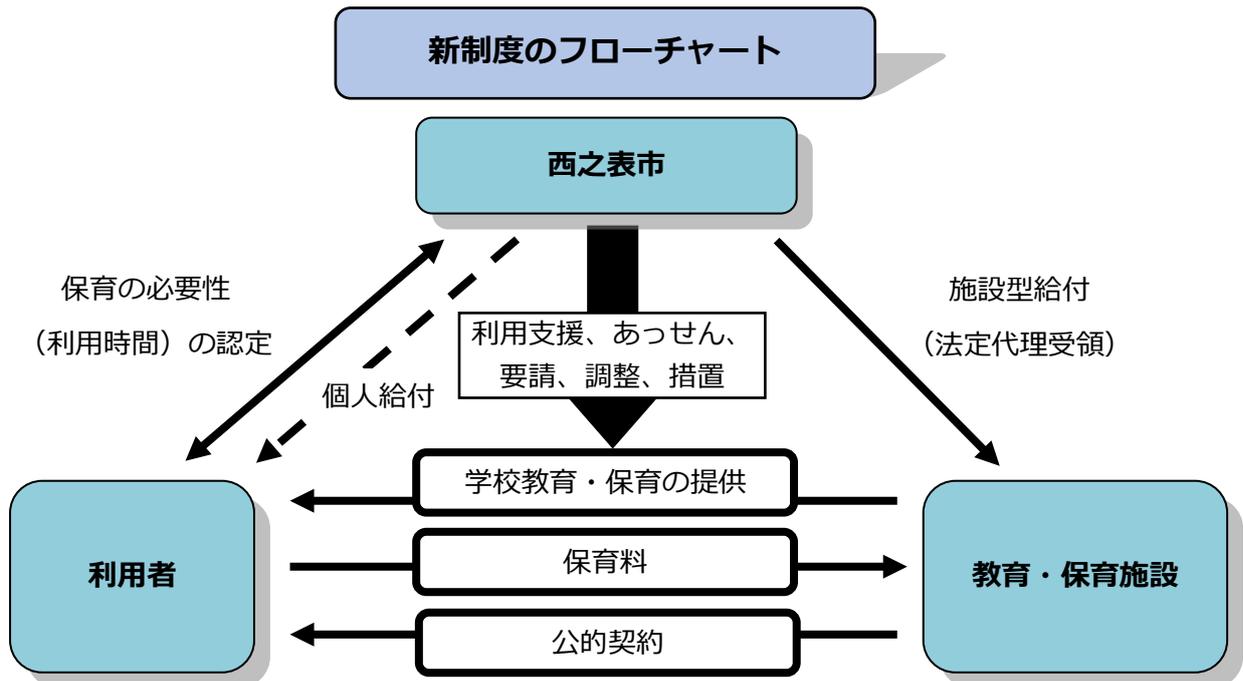
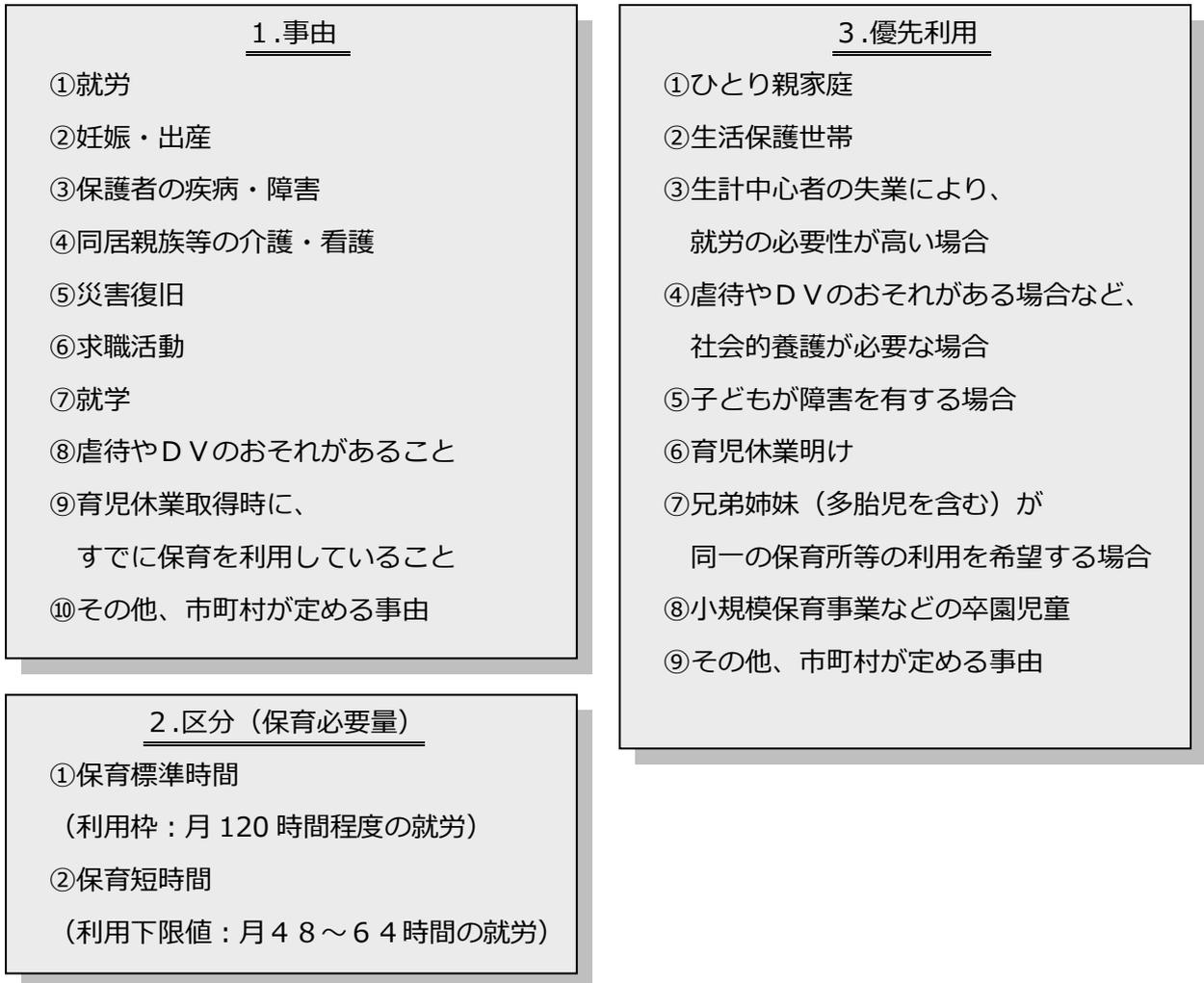
【達成方策】
「保育型事業所内保育事業（利用定員：20人以上）」と並行して、計画年度において1事業所の整備の推進を図ります。

3. 子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所等の施設等を利用した場合に、共通の仕組みにより公費により給付対象となります。ただし、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者への直接的な給付ではなく、市から施設等に支払う仕組み(法定代理受領)となっています。なお、放課後児童クラブについても、地域子ども・子育て支援事業として位置付け、対象児童を「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大するなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を実施します。



新制度における保育の必要性の認定



4. 子ども・子育て支援に対する本市の取り組み方針

(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、「子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査」の結果を踏まえ、設定した教育・保育の量の見込みをもとに、計画的に特定教育・保育施設等の整備を行います。

また、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮し、育児休業の取得を躊躇したり、途中で切り上げたりする状況にあることを踏まえ、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できる環境を整備します。

(2)子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関し、県が行う施策との連携

①児童虐待防止対策の充実

我が国では、親などによる子どもへの虐待が深刻な社会問題になっています。「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章に謳われているように、すべての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる市を目指します。

万一、虐待の恐れを感知したときは、速やかに、種子島警察署、県児童相談所、各医療機関との連携を図り、「子育て短期支援事業」や子育て援助活動支援(ファミリーサポートセンター事業)等による必要な保護を行います。

②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市は、母子家庭の母または父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、就業支援に取り組んでいます。母子家庭の母は、就業経験が乏しいことから、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多く、また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから同様の困難を抱える家庭もあります。

相談体制の充実、社会参加の促進を図るとともに、ひとり親家庭の生活の安定を図るべく、「児童福祉手当」の給付、「ひとり親家庭医療費」等の助成を行うとともに、県事業である「母子・寡婦資金の貸付」制度の利用周知を図ります。

③障がい児など、特別な支援が必要な子ども・子育て支援新制度以外の施策

障がい児など、特別な支援が必要な子ども・子育て支援に関しては、「全国児童発達支援協議会」の提言にあるように、子ども・子育て支援制度と障害児支援制度の双方に護られる体制を構築することが第一義となります。

このことは、障害児支援は児童福祉法を基礎とした支援を行うため、子ども・子育て支援制度において障がい児が排除されることがないように、「西之表市障害者福祉計画」と十分な整合を図ることに努めます。

なお、障がいのある子どもも一般施策の対象であることを基本としつつ、気になる段階から特別な配慮・発達支援を提供する重層的な支援体制の推進が必要です。

「全国児童発達支援協議会」による、自然な形で発達支援をスタートするための、「子育て支援拠点事業」

などの子育て支援施策を利用した相談体制の構築・「日本知的障害者福祉協会」による、乳幼児健診の精度を上げることによる診査表の統一・診察基準の見直しや知的発達遅れがない発達障害等への対応の必要性・「全国肢体不自由児者父母の会連合会」による、手帳申請時や健診における、医師等の障害に対する理解や両親の感情への配慮・「日本自閉症協会」による、障がいのない児童であると診断するための継続的な体制づくり等の提言を斟酌し、子ども・子育て支援制度においても、障がい児支援体制が希薄にならないよう十分な体制を構築します。

(3)労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備

短時間労働や在宅勤務など、個人のライフスタイルに対応した多様な働き方を自由に選択できる社会になるため、仕事優先の働き方を見直し、すべての市民が仕事と家庭・子育てのバランスがとれる環境整備に取り組むとともに、男女が相互の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる取り組みを行います。

また、県と連携し、待機児童の解消のため、保育所の整備を促進するとともに、放課後児童クラブ(学童保育)の設置促進・運営の充実、多様化する就労形態や保育ニーズに対応したサービスの提供を支援します。さらに、育児休業期間中の生活の安定を図るなど、仕事と子育ての両立のための環境の整備を推進します。

主な取り組み

保育サービスなどの両立のための支援サービスの充実

- 県と連携した、待機児童の解消への取り組みと、延長保育・休日保育など、親の就労形態の多様化等に対応した保育サービス、子どもの急病などの保育ニーズに対応した、多様な保育サービスの充実。
- 放課後児童クラブ(学童保育)の充実と、就学前から就学後への切れ目のない保育サービスの充実。
- 県と連携した、「ファミリー・サポート・センター」等、子育てを地域で支援するシステムの構築。
- 保育士の専門性の向上など研修会等の充実と、保育所と幼稚園の教育・保育内容の整合性の確保。

認定こども園の設置促進など、就学前教育の連携の推進と、地域の実情に応じた取り組み。

- 育児休業期間中の生活の安定のための取り組み。
- 育児休業者等に対する低利、無担保の貸付け。

(4)本市の取り組みの総括

新制度では、市町村が実施主体となり、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に行うこととされ、また、市町村は制度の実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を提供する責務を負います。

本市では、子ども・子育て支援に関する市民のニーズを十分に把握するとともに、子育て中の市民、子育て支援に携わっている関係者の意見を十分汲み取り、平成27年4月から始まる新制度への円滑な移行に向けて、「西之表市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

